岩村田スポーツ少年団対策ガイドライン

1　基本的な考え方

（1）　スポーツ少年団の活動の実施にあたっては、可能な限り感染症対策を行ったうえで長野県スポーツ少年団の活動方針、佐久市スポーツ少年団の活動方針に従い行う。

（2）　感染状況等により、臨時休校になった場合、活動は行わない。

2　感染症対策の徹底

（1）　活動の参加については選手本人と保護者の意向を尊重し参加の強制とならないよう十分に配慮する。

（2）　選手に発熱等の症状がみられるときは活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。

（3）　活動前後の手洗い、消毒など基本的な感染症対策を徹底する。

（4）　選手が密集する活動や近距離で接触したり向かい合って発声する活動についての実施は慎重に検討する。

（5）　飲用ボトルの共用はしない。用具の使用前後の手洗い、消毒をする。

（6）　選手はプレー中以外はマスクを着用する。指導者、保護者はマスクを着用する。

（7）　感染者あるいは感染疑い者への濃厚接触時は活動に参加しない。

（8）　大会に参加の場合は大会主催者の示す感染対策を厳守する。

（9）　移動にあたっては不特定多数の人との接触を避けるようにする。

（10）県外への移動歴のある保護者の活動の参加は慎重に検討、判断する。

以上